

所得譲与税法

(平成一六年四月一日法律第二六号)

一、提案理由(平成一六年二月二四日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨につきまして御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、所得譲与税法案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、所得譲与税の総額についてであります。所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額をもって所得譲与税とし、そのうち二分の一に相当する額を都道府県に、二分の一に相当する額を市町村に対して譲与するものであります。

その二は、譲与の基準であります。都道府県及び市町村に対して譲与すべき所得譲与税は、国勢調査による人口で案分して譲与するものであります。

以上が、所得譲与税法案の提案理由及びその要旨であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一六年三月五日)

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

……………(略)……………

次に、所得譲与税法案は、所得譲与税を地方公共団体に対し譲与するため、必要な事項を定めるものであります。

……………(略)……………

以上の三案につきましては、去る二月十九日本委員会に付託され、同月二十四日麻生総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十六日及び三月二日に質疑を行い、これを終局いたしました。本日三案について討論の後、順次採決いたしましたところ、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び所得譲与税法案に対し附帯決議を付することに決しました。

また、委員会において、地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件につ

いて決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

附帯決議(平成一六年三月五日)

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平一六法一七)の附帯決議と一括して掲載)

決議(平成一六年三月五日)

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平一六法一七)の決議と一括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成一六年三月二六日)

景山俊太郎君 ただいま議題となりました四法案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、所得譲与税法案は、本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税とし、都道府県及び市町村に対して譲与しようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、今後の三位一体の改革の全体像の早期具体化、地方団体の意見を三位一体改革に反映する必要性、地方交付税大幅削減の根拠、課税自主権の重要性、国庫補助負担金の廃止、縮減の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川敏夫委員、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。